副本

平成３０年（行ウ）第３０号　広島高速道路の整備４６億２７２０万円の全部の差止め請求事件

原　告　　広島おさむる会

被　告　　広島市長　松井　一實　ほか１名

訴　訟　告　知　書

平成３０年10月31日

広島地方裁判所民事第３部合３イ係　御中

被告広島市長（告知人）訴訟代理人　弁護士　　水　中　　誠　三

被告広島市長（告知人）指定代理人　　多久島　　俊　彦

同　　福　田　　隆　雄

同　　兼　貞　　透

同　　大　内　　敏　弘

同　　谷　口　　晃

同　　中　本　　慎　二

前記当事者間の御庁平成３０年（行ウ）第３０号広島高速道路の整備４６億２７２０万円の全部の差止め請求事件について，告知人は，下記の者に対し，訴訟告知する。

記

被告知人
〒７３０－８５８６
広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号　広島市役所本庁舎内
松井　一實

告　知　の　理　由

上記訴訟の請求の趣旨は次のとおりであり，そのうち第３項は地方自治法第２４２条の２第１項第４号の規定による訴訟であるため，告知人は，同条第７項の規定に基づき，上記訴訟を告知する。

１　被告広島市長は，広島高速道路の整備に関して公金である４６億２７２０万円の支出をしてはならない。

２　広島市監査委員が平成３０年８月１５日付けでなした，平成３０年６月２８日付け広島市職員措置請求書による住民監査請求を却下した行為（広監第８３号）を取り消す。

３　被告広島市長は，松井一實に対し，４６億２７２０万円を請求せよ。

４　本訴訟の手続き費用を被告の負担とする。

訴　訟　の　程　度

上記訴訟において，告知人は，平成３０年１０月１８日に訴状の送達を受け，同年１１月７日午前１０時３５分の第１回口頭弁論期日の呼出を受けている。